



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*12 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 1

○ 告示

228 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課) 3

229 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (") 4

230 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 5

231 " (") 6

232 港湾法による放置等禁止区域の指定 (港湾空港振興課) 6

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成31年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 7

規 則

和歌山県規則第12号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則 (昭和26年和歌山県規則第39号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 略 (特定毒物使用者の指定)	<p>(毒物劇物取扱者試験)</p> <p>第1条 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を受けようとする者は、受験申込書 (別記第1号様式) に写真 (申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したもの) を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の毒物劇物取扱者試験の日時、場所及び受験申込書の提出期限その他必要な事項は、その都度告示する。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(合格証)</p> <p>第3条 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。) 第9条の規定による合格証は、別記第2号様式とする。</p> <p>第4条 略 (特定毒物使用者の指定)</p>

第2条 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下「施行令」という。)第11条第1号又は施行令第28条第1号口の規定による特定毒物使用者の指定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 施行令第16条第1号又は施行令第22条第1号の規定による特定毒物使用者の指定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(指定証の交付)

第3条 知事は、前条の申請書を受領し適当と認めるときは、別記第3号様式による指定証を交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 前条の規定により知事の指定を受けた者は、代表者又は特定毒物の貯蔵位置等の変更が生じた場合は、直ちに別記第4号様式により知事に届け出なければならない。

(提出する書類の経由等)

第5条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)、施行令及びこの規則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、申請又は届出に係る製造所、営業所、研究所若しくは倉庫の所在地又は森林若しくは農地の区域のうち主たる区域を管轄する県立保健所長(支所長を含む。)を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山市に当該所在地又は区域があるときは、直接知事に提出するものとする。

2 略

第5条 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下「施行令」という。)第11条第1号又は施行令第28条第1号口の規定による特定毒物使用者の指定を受けようとする者は、別記第3号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 施行令第16条第1項第1号又は施行令第22条第1号の規定による特定毒物使用者の指定を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(指定証の交付)

第6条 知事は、前条の申請書を受領し適当と認めるときは、別記第5号様式による指定証を交付するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により知事の指定を受けた者は、代表者又は特定毒物の貯蔵位置等の変更が生じた場合は、直ちに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

(提出する書類の経由等)

第8条 法、施行令及びこの規則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類(毒物劇物取扱者試験に係るものを除く。)は、申請又は届出に係る製造所、営業所、研究所若しくは倉庫の所在地又は森林若しくは農地の区域のうち主たる区域を管轄する県立保健所長(支所長を含む。)を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山市に当該所在地又は区域があるときは、直接知事に提出するものとする。

2 略

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「第5条関係」を「第2条関係」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「第5条関係」を「第2条関係」に、

「第16条第1項第1号 第22条第1号」を「第16条第1号 第22条第1号」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中「第6条関係」を「第3条関係」に、

「第11条第1号 第28条第1号口 第16条第1項第1号 第22条第1号」を「第11条第1号 第16条第1号 第22条第1号 第28条第1号口」に、

「モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤」を

「モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤」に改め、

同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「第7条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第228号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 腐そ病の発生予防のため
- (7) 牛流行熱の発生予察のため
- (8) イバラキ病の発生予察のため
- (9) アカバネ病の発生予察のため
- (10) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (11) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 腐そ病検査 県内全域
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（9週齢以上の種鶏について、鶏舎又はロット当たり感染率5%以上

の場合に信頼度95%で抗体検出が可能な羽数、最大59羽)

- (6) 腐そ病検査 蜜蜂
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (6) 腐そ病検査 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (7) 牛流行熱検査 原則として平成31年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) イバラキ病検査 原則として平成31年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アカバネ病検査 原則として平成31年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アイノウイルス感染症検査 原則として平成31年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) チュウザン病検査 原則として平成31年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (7) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第229号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため

- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無^{きょう}炭膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第230号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

引尾8地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市	下津町	引尾	宮ノ前	30番	
2号	〃	〃	〃	〃	29番3地先	道路敷
3号	〃	〃	百垣内	牛ノ水	707番	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	706番	
6号	〃	〃	〃	〃	679番1	
7号	〃	〃	引尾	宮ノ前	21番1地先	道路敷
8号	〃	〃	〃	〃	22番1	

和歌山県告示第231号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

東谷中畑2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱4号と標柱5号を結ぶ線は公衆用道路との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	伊都郡	かつらぎ町	東谷	宮之本	1849番	
2号	〃	〃	〃	〃	1843番	
3号	〃	〃	〃	高木	1826番	
4号	〃	〃	〃	宮之本	1854番	
5号	〃	〃	〃	〃	1856番2	

和歌山県告示第232号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、平成31年4月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

なお、平成30年和歌山県告示第271号（港湾法による放置等禁止区域の指定）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

次に掲げる港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区のうち、別図に示す区域

- (1) 由良港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区 (いずれも由良川の河川区域を除く。)
- (2) 日高港浜ノ瀬地区、西川地区及び塩屋地区の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区 (いずれも日高川、西川及び王子川の河川区域を除く。)
- (3) 袋港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

- (1) 船舶 (アからカまでに掲げるものを除く。) 及びその係留の用に供する工作物

- ア 国又は地方公共団体の所有する船舶
- イ 漁船法 (昭和25年法律第178号) 第2条第1項に規定する漁船
- ウ 専ら海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- エ 専ら港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号) 第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- オ 専ら内航海運業法 (昭和27年法律第151号) 第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- カ しゅんせつ船その他の作業船

- (2) 自動車等 (ア及びイに掲げるものに限る。) 及びその部品 (いずれも港湾隣接地域内の放置等禁止区域内に存するものに限る。)

- ア 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) 第2条第2項に規定する使用済自動車

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成31年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成31年3月15日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	570,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	300,000尾
	和内共第37号	もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合		和内共第3号	あゆ
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	120,000尾
		あまご	10,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	580,000尾
		もくずがに	15,000尾
		和内共第39号	あまご
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	750,000尾

	和内共第15号	こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
		あまご	80,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	30,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	90,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	410,000尾
		あまご	50,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	350,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
		和内共第28号	あまご
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	50,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	30,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	70,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	90,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	150,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	14kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成30年5月25日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。
 - あゆ 平均体重3g以上
 - あまご 平均体重3g以上
 - うなぎ 平均体重1g以上
 - もくずがに 平均甲幅5mm以上
 - こい 平均体重5g以上